

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発1031第2号」にて「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が改正されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 適用日 2018年(平成30年)11月1日より適用

■ 測定方法が追加された項目新規収載項目

- ・ヒト精巣上体蛋白4(HE4)
- ・クラミジア・トラコマチス核酸検出
- ・淋菌核酸検出
- ・淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

※追加された方法での受託は未定です。

【詳細内容】

適用日:平成30年11月01日

| 検査項目 | 実施料 | 判断区分 判断料 | 診療報酬 点数区分 | 備考 |
|--------------------------------|------|-------------|----------------------------|---|
| ヒト精巢上体蛋白4 (HE4) | 200点 | 生化Ⅱ 144点 | 「D009」 腫瘍マーカー | 「26」のヒト精巢上体蛋白4は、 <u>CLIA法又はECLIA法</u> により測定した場合に算定できる。 |
| クラミジア・トラコマチス 核酸検出 | 204点 | 微生物 150点 | 「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 | ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、 <u>SDA法又はTRC法</u> により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。 |
| 淋菌核酸検出 | 204点 | 微生物 150点 | 「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 | ア (略) イ 淋菌核酸検出はDNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 |
| 淋菌及びクラミジア・ トラコマチス同時核酸 検出 | 286点 | 微生物 150点 | 「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 | ア (略) イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 |

「保医発1031第2号」にて下線部の測定方法が追加されました。